I. 取引関連項目

項目	内 容	備考
1. 海外株価指数に係る株		
価指数証拠金取引につい		
て	・本取引所は、海外の証券市場において取引される有価証券を元に算出される株価指数	・それぞれの海外株価指数に係る株価指数
(1) 総論	(以下「海外株価指数」という。) を原資産とする株価指数証拠金取引を上場する(以	証拠金取引の定義については、日経 225 証
	下、海外株価指数を原資産とする株価指数証拠金取引を「海外株価指数証拠金取引」と	拠金取引の定義に準じる。
	いう。)。	
	・日経 225 証拠金取引において定める、限日取引・ロールオーバーの各制度については、	「限日取引」、「ロールオーバー」について
	海外株価指数証拠金取引についても同様の制度を設ける。	は、日経 225 証拠金取引の制度要綱を参
		照。
(2) 原資産とする株価指数	・海外株価指数証拠金取引の原資産となる海外株価指数は、次に掲げるものとする。	
	①FTSE100 インデックス	
	②TSEC 台湾 50 インデックス	
	③FTSE 新華チャイナ 25 インデックス	
	④DAX	
①FTSE100 インデック	・ロンドン証券取引所に上場する株式銘柄のうち、FTSE の時価総額及び流動性基準を満	・イギリスの FTSE 社が算出、公表する指数
ス	たした上位 100 銘柄で構成された株価指数である。	である。
	・浮動株を対象とし、時価総額加重平均により算出される。	・「浮動株」とは、上場株式のうち、金庫株
	・算出される株価指数には、構成銘柄に配当が生じた場合に、その配当が指数に与える影	や親会社が保有する株式等の市場に流通
	響を加味した「配当込み」の指数と、影響を加味しない「配当なし」の指数があり、「配	する可能性が低いと考えられる株式を除
	当なし」の指数を原資産とする。	いた、実際に市場に流通する可能性が高い

項目	内容	備 考
		と考えられる株式をいう。
②TSEC 台湾 50 インデ	・台湾証券取引所に上場する株式銘柄のうち、時価総額の上位 50 銘柄で構成された株価	・イギリスの FTSE 社が算出、公表する指数
ックス	指数である。	である。
	・浮動株を対象とし、時価総額加重平均により算出される。	
	・算出される株価指数には、構成銘柄に配当が生じた場合に、その配当が指数に与える影	
	響を加味した「配当込み」の指数と、影響を加味しない「配当なし」の指数があり、「配	
	当なし」の指数を原資産とする。	
③FTSE 新華チャイナ 25	・香港証券取引所に上場する株式銘柄のうち、時価総額及び流動性が最も高い中国株式	・イギリスの FTSE 社が算出、公表する指数
インデックス	25 銘柄で構成された株価指数である。	である。
	・構成銘柄は、レッドチップ(香港で法人登記された中国企業の株式)及びH株(中国本	
	土で法人登記された中国企業の株式)。	
	・浮動株を対象とし、時価総額加重平均により算出される。	
	・算出される株価指数は、構成銘柄に配当が生じた場合に、その配当が指数に与える影響	
	を加味しない「配当なし」の指数である。	
4DAX	・フランクフルト証券取引所に上場する株式銘柄のうち、時価総額の上位 30 銘柄で構成	・フランクフルト証券取引所を運営するド
	された株価指数である。	イツ取引所が算出、公表する指数である。
	・浮動株を対象とし、時価総額加重平均により算出される。	
	・算出される株価指数は、構成銘柄に配当が生じた場合に、その配当が指数に与える影響	
	を加味した「配当込み」の指数である。	
(3) 金利相当額	・海外株価指数証拠金取引に係る建玉について、ロールオーバーのために、建玉が決済さ	・金利相当額算出のために用いる利率は、日
	れた場合に予定される決済期日が繰り延べられることとなったときは、当該建玉には繰	本銀行金融政策決定会合が決定する無担
	り延べられた日数に応じた利息が発生するものとする。この利息を「金利相当額」とい	保コール翌日物誘導目標(平成 22 年 3 月
	う。	25 日現在、0.1%)とする。
	・取引時間帯終了時における売建玉の保有者には金利相当額分の正の差金が発生し、買建	・金利相当額分の差金は毎取引日の終了後
	玉の保有者には金利相当額分の負の差金が発生する。	に発生し、本取引所によって取引証拠金と

項目	内 容	備 考
	・金利相当額は、海外株価指数の種類にかかわらず、一律に以下の式で算出し、小数点以下は切り捨てる。 建玉1枚当たりの金利相当額 = (清算価格×100) × (利率) × (日数÷365)	同様に管理され、決済時に金銭が授受される。 ・「清算価格」については、Ⅱ. 清算関連項目のうち、2. (2)を参照。 ・計算式中の「100」の数字は、海外株価指数証拠金取引の取引単位に基づく(取引単位については、(7)①を参照。)。
(4) 配当相当額	 ・DAX を除く海外株価指数を構成する銘柄について配当金の支払いが見込まれる場合、その権利付最終日と同じ取引日の取引時間帯終了時における建玉の保有者には、予想される配当金の支払いが当該海外株価指数に与える理論上の影響値に相当する差金が発生する。この差金を「配当相当額」という。 ・DAX については、配当金の支払いを含めて指数を算出しているため、配当金の支払いは指数の変動に影響を与えない。そのため、DAX を原資産とする株価指数証拠金取引については、配当相当額は発生しない。 ・権利付最終日と同一の取引日に係る取引終了時における売建玉の保有者には配当相当額分の負の差金が発生し、買建玉の保有者には配当相当額分の正の差金が発生する。 ・配当相当額の値は、権利付最終日と同一の取引日における取引終了後に本取引所が定める。 	 海外株価指数に係る「権利付最終日」「配当落等の期日」の考え方は、日経225 証拠金取引に係るそれぞれの考え方と同じだが、「権利付最終日」「配当落等の期日」のスケジュールは、海外株価指数の種類により異なる。 配当相当額分の差金は配当が見込まれる都度発生し、本取引所によって取引証拠金と同様に管理され、決済時に金銭が授受される。 配当相当額の値は、いずれも、FTSE 社が算出する数値を配当相当額の数値として使用するが、本取引所がその値を適当でないと認める場合その他の場合は、配当相当額の値は本取引所が別に定める。
(5) 取引日等 ①市場運用時間		

項目		内容		備 考
	・海外株価指数証拠金取引の市場運用時間は、海外株価指数の種類に応じて、次の表のと		・プレオープン時間帯とは、呼び値を受け付	
	おりとする。			けるが、付合せを行わない時間帯をいう。
		プレオープン時間帯	付合せ時間帯	・付合せ時間帯とは、呼び値を受け付け、か
	FTSE100 インデックス	AM8:00~AM8:30	AM8:30~翌日の AM6:00 又は	つ、付合せを行う時間帯をいう。
			AM8:30~翌日の AM5:00(*)	
	TSEC 台湾 50 インデックス	AM9:30~AM10:00	AM10:00~PM2:30	
	FTSE 新華チャイナ 25 イン デックス	AM10:30~AM11:00	AM11:00~PM5:00	
	DAX	AM8:00~AM8:30	AM8:30~翌日の AM6:00 又は	
			AM8:30~翌日の AM5:00(*)	
	* 米国における夏時間適用時	È		
	・本取引所が必要と認める場合に	は、市場運用時間を臨時	寺に変更することができる。	
②取引日	・取引日は、1つのプレオープン	時間帯及びこれに続く付	合せ時間帯を組み合わせた時間	・取引日は、海外株価指数の種類によって異
	帯をいう。			なる。
 ③休業日	・ 海外株価指数証拠金取引におい	では 海外株価指数の種	重類に応じて、次に掲げる日を休	 ・本取引所は、必要があると認めるときは、
On Meri	業日とする。	Clost have browning		臨時の休業日を定めることができる。
				両的の外来するためることができる。
	a. 土曜日及び日曜日		- 11 NG	
	b. 海外株価指数を構成する鉛	4柄が取引される取引所の	7)休業日	
(6) 取引の成立方法	・マーケットメイク方式とする。			・ 日経 225 証拠金取引と同様の成立方法。
(6) 取引以放业方法				
	・呼び値の順位は、価格優先・時	間優先の原則に従う。		・取引制度の詳細については、日経 225 証拠
				金取引に係る制度要綱を参照。
(m) The TIME HE TO SOME SOUTH	1571以4.17~20~20~20~2	())	2.4/L-1-14m 人 11-11 の イボリア・コート コート	E-71W/L-17 - WHT -
(7) 取引単位及び呼び値	・取引単位及び呼び値に係る事項	については、海外株価指	i数証拠金取引の種類にかかわら	
①取引単位	ず、同一の基準を採用する。			して日経 225 証拠金取引と同一とする。
	・取引単位は、海外株価指数証拠	金取引の種類に応じて、	それぞれの海外株価指数の数値	・海外株価指数証拠金取引は、海外株価指数

項目	内 容	備 考
	に 100 円を乗じて得た数値を一単位とする。	の構成銘柄を取引する通貨の種類にかか
		わらず、円建てとする。
②呼び値	・呼び値の種類は、指値呼び値及び成行呼び値とする。	・呼び値の種類の詳細は、「株価指数証拠金
		取引における付合せの方式等について」を
	・呼び値の単位は、1ポイント単位とする。	参照。
③呼び値の最小変動幅	・呼び値の最小変動幅は、1ポイントとする。	・最小変動幅に基づく最小の収益変動値は、
		1 ポイント×100 円=100 円となる。
(8) 取引の制限	・価格の誤発注防止等の観点から、次に掲げる注文及び取引の制限制度を設ける。	・制限値幅以外の制度についての詳細は、
(O) AC JI (V) IN MC	①注文受付可能値幅(ダイナミック・プライス・リミット、DPL)	「株価指数証拠金取引における付合せの
	②注文の数量制限	方式等について」を参照。
	③MM(マーケットメイカー)プライスリミット(MMPL)	2274416 21 63 65 2110
	④制限値幅	
	・TSEC 台湾 50 インデックスを原資産とする海外株価指数証拠金取引については、1 日の	・ TSEC 台湾 50 インデックス以外の海外株価
	価格の変動幅を基準価格から上下一定範囲に制限する、制限値幅を導入する。	指数を原資産とする海外株価指数証拠金
	・制限値幅は、次の表に掲げるものとする。	取引については、制限値幅を導入しない。
		これは、これらの指数の構成銘柄に係る取
		引については制限値幅の制度がなく、制度
		上、これらの指数自体が制限なく変動する
		仕組みであり、制限値幅を導入すると、原
		資産との価格の乖離が生じる要因となる
		ことによる。
		・基準価格は、前取引日の清算価格とする。
		・TSEC 台湾 50 インデックスを構成する銘柄
		に係る取引について、1日の価格変動を上

項目	内	 容	備 考
	基準価格の範囲	制限値幅の範囲	下 7%に制限する制度があることから、株
	2,500 ポイント未満	上下 175 ポイント	価指数証拠金取引についても価格変動を
	2,500 ポイント以上 5,000 ポイント未満	上下 350 ポイント	7%程度に制限する制度とする。
	5,000 ポイント以上 7,500 ポイント未満	上下 525 ポイント	
	7,500 ポイント以上 10,000 ポイント未満	上下 700 ポイント	
	10,000 ポイント以上 12,500 ポイント未満	上下 875 ポイント	
	12,500 ポイント以上 17,500 ポイント未満	上下 1, 225 ポイント	
	17,500 ポイント以上 22,500 ポイント未満	上下 1,575 ポイント	
	22,500 ポイント以上 27,500 ポイント未満	上下 1,925 ポイント	
	27,500 ポイント以上 32,500 ポイント未満	上下 2, 275 ポイント	
	32, 500 ポイント以上	上下 2,625 ポイント	
2. その他			
2. その他 (1) 注文に付加できる条件	 ・海外株価指数証拠金取引に係る注文には、日約	及 995 証拠 全版引 と同様の多件を付加する	・条件の詳細は、「株価指数証拠金取引にお
(1) 在文に竹加てきる末件	ことができる。	生223 血液並取引と阿爾の米什を再加する	ける付合せの方式等について」を参照。
	C 2 1/2 C 2/3 .		りる自己との方式寺について」を参照。
 (2) ギブアップ及びブロッ	 ・海外株価指数証拠金取引については、ギブア	ップを行うことができない。	 ・いずれも、日経 225 証拠金取引と同様の措
ク取引	・海外株価指数証拠金取引については、ブロッ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	置。
			いては、日経 225 証拠金取引に係る制度要
			綱を参照。

Ⅱ. 清算関連項目

項目	内 容	備 考
1. 建玉等		
(1) 建玉の保有及び決済 の方法	・取引参加者(自己取引分)及び顧客の建玉保有及びその解消方法として、次のいずれかの方法を定める。①先入先出法②指定決済法	・建玉の保有及び解消方法は、日経 225 証拠金取引における方法と同一。・先入先出法及び指定決済法については、日経 225 証拠金取引に係る制度要綱を参照。
2. 建玉の保有		
(1) 建玉の保有に伴う差 金	 ・建玉を保有することにより、一取引日の終了後において、次に掲げる株価指数差金が発生する。 ①金利相当額 ②配当相当額 ③引直株価指数差金 ④更新株価指数差金 ・建玉の保有により生じる株価指数差金を、未決済株価指数差金と総称する。 	・建玉について発生する差金は、原則として 日経 225 証拠金取引に係るものと同様。 ・①の金利相当額の詳細については、I.取引 関連項目のうち、1.(3)を、②の配当相当額 の詳細については、同じく(4)を参照。 ・DAX を原資産とする株価指数証拠金取引に ついては、建玉に係る配当相当額は発生し ない。
(2) 清算価格	・本取引所は、海外株価指数証拠金取引に係る建玉について、清算価格を定める。・清算価格は、海外株価指数証拠金取引の種類ごとに、毎取引日の付合せ時間帯終了前の時間帯における取引価格を元に、本取引所が算出する価格とする。	
(3) 引直株価指数差金	・引直株価指数差金とは、新たに成立した取引により発生した建玉について、ロールオー バー時に、その約定価格と、その成立した取引日の清算価格を比較して算出した額をい う。	
(4) 更新株価指数差金	・更新株価指数差金とは、ロールオーバーにより発生した建玉について、新たなロールオ	

項目	内 容	備 考
	ーバー時に、差金を算出する取引日の清算価格と前取引日の清算価格とを比較して算出 した額をいう。	
3. 建玉の決済		
(1) 概要	・海外株価指数証拠金取引に係る本取引所と清算参加者間の決済は、建玉の決済によって 生じる差金を決済する方法(差金決済)による。・海外株価指数証拠金取引において差金決済の対象となる金銭を株価指数差金という。	・決済方法は日経 225 証拠金取引と同一の方法とし、建玉に基づく債務を履行する、いわゆる受渡決済は行わない。
(2) 株価指数差金	 ・建玉の決済により確定する株価指数差金(決済株価指数差金という。以下同じ。)は、次に掲げる損益の合計額とする。 ①金利相当額の累計額 ②配当相当額の累計額 ③引直株価指数差金 ④更新株価指数差金の累計額 ⑤解消株価指数差金 ・決済株価指数差金は、利益であれば取引証拠金に加え、損失であれば取引証拠金からその額を差し引く。 	 ・DAX を原資産とする株価指数証拠金取引については、配当相当額の累計額は生じない。 ・追加及び差引は、決済した建玉に係る決済日の午前10時00分までに行う。
(3) 解消株価指数差金	 ・建玉を解消することにより、解消した建玉及びこれに係る反対売買の価格の差に基づく確定した損益が算出される。 ・先入先出法では、転売又は買戻しに係る約定価格と、次に掲げる価格を比較して算出した額をいう。 ①転売又は買戻しによって減じることとなる建玉が、転売又は買戻しが行われた取引日と同じ取引日に行われた取引により発生している場合は、その建玉に係る約定価格 ②転売又は買戻しによって減じることとなる建玉が、ロールオーバーにより発生している場合は、転売又は買戻しが行われた取引日の前取引日の清算価格 	・解消株価指数差金の考え方は、日経 225 証 拠金取引に係るものと同様。

項目	内容	備考
	・指定決済法では、次に掲げる価格差から算出した額をいう。	・解消する売建玉と買建玉の双方がロー
	①解消する売建玉と買建玉の双方が、指定決済法に係る申告が行われた取引日と同じ取	ルオーバーにより発生している場合は、
	引日における取引により発生している場合は、売建玉に係る取引の約定価格及び買建	解消株価指数差金は零となる。
	玉に係る取引の約定価格の差	
	②解消する売建玉と買建玉の一方が、指定決済法に係る申告が行われた取引日と同じ取	
	引日における取引により発生し、他方がロールオーバーにより発生している場合は、	
	前者に係る取引の約定価格と、後者に係る当該申告が行われた取引日の前取引日の清	
	算価格の差	
4. 取引証拠金		
(1) 取引証拠金の目的	・取引証拠金は、取引参加者及び顧客が、海外株価指数証拠金取引の種類ごとに、これに	・取引証拠金についての考え方は、日経 225
	係る債務の履行を担保することを目的として本取引所に預託するものである。	証拠金取引に係る考え方と同様である。
	・取引証拠金の預託義務がある者は、一取引日の取引時間終了時に建玉を有する取引参加	
	者及び顧客である。	
(2) 証拠金基準額	・海外株価指数証拠金取引に関し、証拠金所要額((3) 参照)の算出の根拠となる	・ 証拠金基準額についての考え方は、日経 225
(4) 血龙亚岳十城	証拠金基準額の算出は、海外株価指数証拠金取引の種類ごとに、次の方法による。	証拠金取引に係る考え方と同様である。
	①算出日が属する週の、過去4週間における連続した2取引日の清算価格の変動	THE TEN STOCK OF STOCK OF STOCK OF STOCK
	値を求める。	
	②①で求めた変動値を、その小さいものから順に並べた序列について、次の計算	
	式により得られる数値のうち最小の自然数をMとし、M番目の数値を得る。	
	M≥ (序列を構成する数値の個数) ×0.99	
	③算出日が属する週の、過去 24 週間における連続した 2 取引日の清算価格の変	
	動値を求める。	
	④③で求めた変動値を、その小さいものから順に並べた序列について、次の計算	
	式により得られる数値のうち最小の自然数をNとし、N番目の数値を得る。	
	④③で求めた変動値を、その小さいものから順に並べた序列について、次の計算	

項目	内容	備考
(3) 証拠金所要額	N≥ (序列を構成する数値の個数) ×0.99 ⑤②及び④で得られた 2 つの数値のうち、大きい方の数値について、これを 30 の倍数に切り上げて 100 倍した値を、証拠金基準額とする。 ・本取引所は、毎週の第一取引日を算出日として、翌週の取引日に適用される証拠金基準額を算出し、公表する。 ・証拠金所要額(必要な取引証拠金の額をいう。)は、海外株価指数証拠金取引の種類ごとに、次の計算式により求められる。 正拠金所要額=建玉 1 枚当たりの証拠金基準額 ×建玉数量(売建玉と買建玉の数量差) -株価指数差金 ・証拠金所要額及び実際の預託額を計算する場合は、取引参加者又は顧客が本取引所の他の市場で行う市場デリバティブ取引の損益を考慮しない。ただし、日経 225 証拠金取引に係る損益は、証拠金所要額及び実際の預託額の算出に加味する。	のそれぞれの取引単位に基づく(取引単位 については、I.取引関連項目のうち、 1.(7)①を参照。)。
(4) 証拠金の預託	 海外株価指数証拠金取引を行う取引参加者及び顧客は、その有する建玉の数量及び差金に応じて算出される証拠金所要額以上の額の取引証拠金を本取引所に預託しなければならない。 取引証拠金は円通貨によってのみ預託することができ、他の通貨、有価証券又は預金契約に基づく債権により預託することはできない。 受託取引を行う取引参加者は、顧客が本取引所に取引証拠金を預託することに替えて、顧客から委託証拠金の預託を受けて、これと差し換えに自己の財産を本取引所に取引証拠金として預託すること(差換預託)ができない。 清算参加者と本取引所との間での金銭の授受は、本取引所が別に定める時限までに、本取引所が指定する金融機関に開設した預金口座を通じて行う。 	拠金取引と同等の制度を設ける。制度の詳 細等については、日経 225 証拠金取引に係

項目	内 容	備考
(5) 区分預託	・取引参加者は、取引日の終了時に新規に有する建玉に係る取引証拠金及び取引証	
	拠金預託額が不足した場合の不足額を、当該取引日の翌々取引日における午前 10	
	時 00 分までに、次に掲げる区分に応じ、取引所が別に定める方法により取引所	
	に預託しなければならない。	
	①取引参加者の自己取引分	
	②取引参加者の受託取引に係る直接預託分	
	③取引参加者の受託取引に係る立替預託分	
(6) 顧客による証拠金不	・取引参加者は、取引日ごとに顧客の証拠金預託額が証拠金所要額を下回ったこと	・日本の銀行休業日があるときは、順次繰
<mark>足額の預託</mark>	により取引証拠金に不足が生じた場合は、当該不足額を当該顧客に通知する。こ	り下げる。
	の場合、当該顧客は、通知された額以上の額を取引証拠金として、当該不足の生	
	じた取引日の翌々取引日以内の取引参加者の指定する日時までに取引参加者に	
	金銭で差し入れる。	
	・顧客が取引証拠金の不足額を本取引所に預託しないときは、取引参加者は、当該	
	不足額以上の額の取引証拠金を、不足額の追加預託義務が発生した取引日の翌々	
	取引日における午前 10 時 00 分までに、自己の固有財産から立て替えて預託しな	
	<mark>ければならない。</mark>	
(7) 発注証拠金	・取引参加者は、顧客(特定投資家でない個人に限る。)に対し、海外株価指数証	・発注証拠金の預託については、日経 225 証
	拠金取引の委託に先立ち、委託された海外株価指数証拠金取引が成立した場合に	拠金取引と同等の制度を設ける。制度の詳
	債務の履行の担保となる金銭(発注証拠金)を預託させなければならない。	細等については、日経 225 証拠金取引に係
	・取引参加者は、発注証拠金として預託された金銭を、取引証拠金として本取引所	る制度要綱を参照。
	に預託しなければならない。	
5. 取引証拠金の返還		
(1) 返還請求権	・取引参加者及び顧客は、預託した取引証拠金及び株価指数差金の合計額について、本取	・返還請求権を有していても、建玉を有して
	引所に対して返還請求権を有する。	いる場合等、請求権を行使できない場合が

	項目	内 容	備 考
			ある。
(2)	取引証拠金の出金	・取引参加者及び顧客は、海外株価指数証拠金取引に係る取引証拠金として預託する金銭	・出金の要領については、日経 225 証拠金取
		を、本取引所から引き出すことができる。	引と同様である。
		・出金が可能な額は、次の計算式によって算出される額とする。	・株価指数差金がプラス(利益)のときは、
		出金可能額=取引証拠金として預託する金銭の額	その額は出金可能額の算出に影響しない。
		-建玉 1 枚に対し必要な取引証拠金額×売建玉と買建玉の数量差	
		-株価指数差金がマイナス(損失)のときのその絶対額	
6.	ロスカット		
(1)	ロスカットの体制整	・取引参加者は、海外株価指数証拠金取引について、ロスカットを行うための管理体制を	・ロスカット及びロスカットを行うための体
備	İ	整備するものとする。	制整備の詳細については、日経 225 証拠金
		・ロスカットを行うための条件や、ロスカットにより建玉が決済される場合の、決済され	取引に係る制度要綱を参照。
		る建玉の範囲等は、取引参加者が定めるところによる。	

以上

「日経平均株価」は株式会社日本経済新聞社(以下「日本経済新聞社」という)によって独自に開発された手法によって算出された著作物であり、日本経済新聞社は「日経平均株価」自体及び「日経平均株価」を算出する手法に対して、著作権、知的財産権、その他一切の権利を有しています。「日経平均株価」を対象とする株価指数証拠金取引(以下「本件証拠金取引」という)に関するすべての事業、取引規制および実施は、専ら株式会社東京金融取引所(以下「金融取」という)およびその参加者の責任であり、それらについて日本経済新聞社は一切の義務ないし責任を負うものではありません。本件証拠金取引市場を運営するに当たり本件証拠金取引に必要となる「日経平均株価」採用銘柄の配当落ち分は、金融取の責任の下、算出及び公表しています。

日本経済新聞社は「日経平均株価」の採用銘柄、算出方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。日本経済新聞社は「日経平 均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負うものではありません。 "FTSE®"はロンドン証券取引所(London Stock Exchange Plc)及びフィナンシャル・タイムズ社(The Financial Times Limited)の商標であり、ライセンス契約に基いてFTSE International Limited (FTSE)が使用しています。"FTSE100"は、FTSEの商標であり、そのあらゆる権利はFTSEに帰属します。FTSEはこの商品の支援、推奨、販売促進を行いません。またその運営、取引やその結果に一切関与するものではなく、いかなる責任も負いません。

"FTSE®"はロンドン証券取引所(London Stock Exchange Plc)及びフィナンシャル・タイムズ社(The Financial Times Limited)、"TSEC"は台湾証券取引所(the Taiwan Stock Exchange Corporation) それぞれの商標であり、ライセンス契約に基いてFTSE International Limited (FTSE)が使用しています。TSEC台湾50指数はFTSEにより算出されています。FTSEはこの商品の支援、推奨、販売促進を行いません。また、その運営、取引やその結果に一切関与するものではなく、いかなる責任も負いません。この指数に関する全ての知的財産権、ならびに指数値・構成銘柄情報はFTSEとTSECに帰属します。

FTSE 新華チャイナ25指数はFTSE新華index Limited(FXI)により、またはFXIの代理として算出されます。FTSEはこの商品の支援、推奨、販売促進を行わず、一切の責任を負いません。この指数に関する全ての知的財産権、ならびに指数値・構成銘柄情報はFXIに帰属します。"FTSE®"はロンドン証券取引所(London Stock Exchange Plc)及びフィナンシャル・タイムズ社(The Financial Times Limited)の商標です。"Xinhua"及び"新華"は新華ファイナンスリミテッド(Xinhua Finance Limited)の商標で、ライセンス契約に基づいてFXIが使用しています。

DAX®はドイツ取引所の登録商標です。

この金融商品は、ドイツ取引所により保証、推奨、販売等いかなる形においてもサポートされているものではありません。ドイツ取引所は、この金融商品でのインデックス利用に伴う結果及びインデックストレードマークの利用、ある時点でのインデックスの価格等いかなる点においても、明示的及び黙示的な保証及び代理権を与えているものではありません。インデックスはドイツ取引所で計算し公表しています。しかし、適用可能な限りの制定法下において、ドイツ取引所は第三者に対しインデックスの誤謬について責任を負いません。さらに、インデックスの誤謬の可能性を指摘する義務を、投資家を含む第三者に対して一切負いません。

ドイツ取引所によるインデックスの公表及びこの金融商品へのインデックスとインデックストレードマークの利用を認めたことによって、ドイツ取引所としてこの金融商品への投資を推 奨し、またはこの投資の魅力について意見を表明するもしくは保証するものでは一切ありません。

ドイツ取引所はインデックス及びインデックストレードマークの唯一の権利所有者として、東京金融取引所に対してこの金融商品に関連してインデックスとインデックストレードマークを利用及び参照することを認めたものです。

※東京金融取引所は、現在各ライセンサーと契約締結に向けて手続き中です。